

## 平成 24 年度第 2 回四街道市社会教育委員会議 会議録

日 時：平成 24 年 9 月 27 日（木） 10 時 00 分～12 時 05 分

場 所：四街道市役所こども保育課 2 階会議室

出席者：

（委員）江崎俊夫（委員長）、窪ケイ子（副委員長）、川島正一、吉田英夫、清水悦美、  
原名由里子、西岡とし子、木戸幸子、古川美之、猿田重昭、多田謹次、仲田朋子  
坂東侑司

（事務局）

木村俊幸教育長、實川佳延教育部長、  
久留戸邦彦社会教育課長、金親信治主幹、楠岡和英主幹、田島衣織社会教育主事

### 1. 開会（社会教育課長）

- ・委員定数 15 名に対し、13 名の出席。会議の成立を報告。

### 2. 委員長挨拶

青少年健全育成推進大会において、副委員長の窪ケイ子委員が青少年健全育成成功労表彰を受章されました。おめでとうございます。

全国社会教育委員連合の常務理事、坂本登先生の講演を今年度 2 回公聴したが、少子化の中で、社会教育委員の役割は非常に大きいということを重要視されていた。

教育委員は、「夢見つけたい、いいところ見つけたい」と現場へ出て行って、担当の学校を回るという活動をしている。

以前から、私も感じているところで、来年度以降の活動の一つの方法として、ここでの会議で意見を交わすことも有効ではあるが、社会教育の現場、公民館、図書館などの施設に足を運ぶ、また、子ども会活動等、委員の中でも現場で活動されている方から、直に話を聞く等を活動の一つとして考えていきたい。

まだ、半年ではあるが次年度以降の活動も踏まえて、色々な意見を出し合えるよう進めていきたい。

本日は、大きな二つの議題があるので、時間を区切って議事進行を進めていくのでご協力願いたい。

### 3. 教育長挨拶

本日の議題の一つ目の、四街道市教育振興基本計画（案）についてですが、お手元の資料は 7 月下旬に第 6 回の策定委員会があり、委員の方々に議論していただいた際に用いた資料を本日配布させていただきました。

その後庁内で組織される本部会において議論され、さらに教育委員も議論されております。

したがって、変更点も多くなることから、本日配布資料は、会議終了後、回収させてい

ただくこととなりますが、本日はこの資料をもとに、具体策についてご意見をいただきたい。

二つ目の議題の、芸術文化振興助成金については、審査基準の見直しをし、改正後を事務局より提示させていただく。ご審議のほどよろしくお願ひしたい。

平成24年第3回の9月議会が開催されているが、明日が閉会である。

学校教育に係る質問が多かった。

大津市のいじめに関連して、四街道市のいじめはどうなっているのかという質問があった。

平成23年度は小学校26件、中学校30件、いじめの報告があり、ほとんどが解決しているが、一部年度をまたいでの解決となった。

しかし、それらも今年度6月には全て解決したという報告を受けている。

現在いじめが発生していると思われるが、いじめは、いじめを受けた子がいじめと思えば、いじめとして対応し、早期発見、即時対応を心掛けていく。

メディアで、学校や教育委員会は隠ぺい体質があるのでは、と報道されていることについて、どう考えているかという質問があり、教育委員会としては、人権やプライバシーの観点から、知っていても言えない、言わないことがあるけれども基本的には確定した事実は、明らかにするべきと思っている。

教育委員会が、自らの利益や保身のために情報を故意に伝えないという考えは一切ないと答えた。(公務により退出)

#### 4. 会議の公開等について

江崎委員長 〈会議の公開決定及び議事録署名人の指名等〉

- ・会議の公開非公開について、本会議の次第、配布資料からも、非公開とする必要はないと思われるがいかがか。(委員：異議なし)
- ・議事録署名人については、多田委員、仲田委員に願ひする。
- ・傍聴人は。(事務局：いません)

#### 5. 報告事項

(1) 委員長報告 〈「参加報告」に沿って報告〉

(2) 副委員長報告 〈「社会教育委員活動活性化セミナー報告書」に沿って報告〉

追加：仲田委員口頭報告

〈社会教育主事講習における現地研修について「被災地の社会教育の役割について」等〉

江崎委員長 : 質問等あれば発言願ひたい。(委員：特になし)

#### 6. 議 題

(1) 四街道市教育振興基本計画(案)について

江崎委員長 : 本議案については、前回、沢山の意見が出て審議時間が足りないようであったので、7月31日に急きよ、都合のつく委員の方に集まっただき、意見交換を

した。そのことについて、若干の報告をする。

資料No.1の26、27ページに掲載されている「自己実現を目指す市民の学習・スポーツ活動を支援します」の主な施策の公民館活動の充実については、多くの意見が出た。

公民館活用の充実については、児童館的な機能を持たせる、放課後の子どもの居場所づくり、若い世代の利用者の増加を図る等必要があるのではないかと、特に、今の子どもたちが集う場づくりが課題になっていることが挙げられた。

公民館の具体策に、子どもたちの集う場になるよう努めると記載されており、方向としては良いことと思われる。

また、32ページから33ページの家庭教育の支援という点では、大きな課題ではあるが、行政がどれだけ家庭に介入できるか難しい点があり、学校においても、家庭のプライバシーの問題があり、なかなか踏み込めない領域がある。

良い親とは、自立し、社会の一員となれるような子どもを育てられるような親を意味し、親を育てていかなければならないのではないかと、という意見が出た。

実際、通学合宿において子どもたちに公民館に宿泊して、自立心を育てる体験活動を行う事業も本年度控えているところである。

公民館等を地域の活動拠点とし、家庭教育や自己実現を目指す市民の学習の場として活用することが、ますます重要であるという意見が多かった。

以上、これは有志の委員の意見交換であり、31日に発言された委員の方でも改めてこの場で発言願いたい。

この資料の中には、具体的な表現が掲載されているが、策定会議の後、重複した言い回しや、收拾がつかない内容があるため、次の会議では、もっとコンパクトに表現したいという意見があったので、この場で出された意見が直ぐに反映されるとは言いきれないが、私が次の策定会議において意見として報告していくので、ご理解いただき発言願いたい。

今後の具体策については、盛り込めなかった内容については、事務局の方で検討し、事業に生かす等、そういう場合もあるということをご承知置きいただきたい。特に、基本方針4、6が関係すると思われるが、その他の意見があれば発言願う。

江崎委員長 : 先だっでの意見交換会では、公民館についての意見が多かったので、公民館運営審議会でも活躍された経歴の多田委員よりご意見を伺いたい。

多田委員 : 利用する層が、非常に変化している。  
地域の住民が、公民館がどこにあるのか知らない。  
広報では、公民館だよりなどで活動内容を紹介されているのだが、実際は、ほとんど見ていない人が多い。つまりは、公民館から発信される、情報を知らないという現状がある。  
公民館利用者や関係者が、まず、詳しく公民館の利用について広報していくこと

が望ましい。

子どもの活動については、実際は非常に限られたものしかなく、また、集る子ども達も限られた子どもになっている。

いかにこのような子ども向けの事業を広めていくかを考えるにあたっては、親の理解が大切である。

子どもは、放課後集まる場さえあれば、色々と考えることができる。

「何かあったら、公民館に集まろう。」そのような機運が自然に発生するように、公民館もあまり子どもたちが騒ぐことに対して規制を張らないように見守ってほしいと願う。

江崎委員長 : 平成 26 年度には、市内全公民館が指定管理者制度となる。  
今、多田委員が発言した意見にどれだけ近づけるか、職員、利用者はどのようにしていけばよいか意見を伺いたい。

課長 : 千代田公民館の現状は、地域の学校に行き来しており、映画会等を催し子ども達が気軽に公民館に来やすいように工夫している。  
旭公民館では、自主事業として夏休みの寺子屋事業（子どもたちの夏休みの勉強をみる）を今年度実施した。  
長年各公民館主催事業として行っていた、子ども達のための講座、例えばレインボースクール等は、子どもの数が少なくなり、3 公民館合同で行わなければ開催できない状況になっている。  
子ども達が来やすい公民館を目指し、指定管理者も知恵を絞っている状況である。

江崎委員長 : 他に意見があれば発言願う。

古川委員 : 私は、あさひ寺子屋事業に関係しており、夏休みの 3 日間、地域の人材や大学生が、子どもたちの学習をサポートしてくれるという内容であり、90 名が参加した。  
公民館はフリーな場であり、貸し館業務だけでなく、子どもがひとりで行っても何かできる、その場所にいられるような雰囲気作りをお願いしたい。  
大学生が調理を小さな子どもに教える等、子ども達にとっても、もっと地域の交流の場として、誰でも来て良いというイメージをアピールしてほしい。  
旭公民館では、夏休みロビーで子ども同士が夏休みの宿題を持ちよって行っていたのを見ると、このような場所は、公共の施設ならではなのかと感心した。  
このような雰囲気をもっと多くの人に知ってもらい、誰もが使いやすい公民館にしていきたい。  
私たち社会教育委員も、現場に出向き、子ども達の様子を見に行く等の活動を行うと良いと思われる。

猿田委員 : 通学合宿では、窪実行委員長のもと今進めているが、四街道小学校の生徒を対象とし、四街道公民館で行う。このような体験活動を大切にしたいと考えている。全市内公民館が指定管理となるが、「主催事業については市が継続事業とし」となっているが、市のアプローチがどうしても間接的になるのではないかと思案しているところである。

市としては、具体的な教育方針を打ち出して、事業の内容と評価を適切に行い、公民館の指定管理に移行していただきたい。

市が助言する立場だけになってしまうようでは困る。

江崎委員長 : 他に意見があれば発言願う。

坂東委員 : 国が進めている子どもの居場所づくりは毎日必要なものである。

というのも、教育委員会で行っている事業というのは教室的なものが多く、公民館は居場所になれるか、整理していかないと、議論がかみ合っていないと思われる。

放課後子ども教室とそれに対応する言葉で、児童家庭課(当市ではこども保育課)の児童クラブや学童保育があり、どちらかという子ども生活空間を助けてあげる、子どもの安全な居場所づくりと言えるものである。

教育委員会サイドが担っている、放課後子ども教室というのは、放課後家に帰るまでの空間をいかに有効に活用するか、そこには、「遊び」「体験」「学習」「学習補助」などが挙げられているが、国では、子どもたちが家に帰るまでの過ごし方を遊びを含めて、安全安心な場所として考えているのであれば、放課後子ども教室は週に3回、4回やってほしいという話になり、公民館がこれを担えるのか。というのは難しいと思われる。

現状としては、両親が共働きの場合、放課後子ども教室のあと家に誰もいない場合は学童保育、これも保育する学年の制限があるところが多いが、対応しているという例が多い。

公民館は、毎日の居場所を求めている子どもたちにとって、どれだけ対応できるか。

教室についても、公民館に子どもが寄り付くような楽しいメニューを考えていかなければならない。

一時期、余裕教室の利用についての議論もあったが、子どもは、身近な生活圏の中に居場所を求めており、親にとっても望んでいることである。

これから、どのように考えていくかについては、公民館は教室の充実について考えていくべきではないかと考える。

江崎委員長 : 放課後子ども教室、公民館、居場所とキーワードがいくつか出たところだが、他に意見があれば発言願う。

清水委員 : 私は自治会長で、把握しているところで世帯数が約 100 数件ある。自治会未加入世帯が 20 世帯ほどある。この世帯には、自治回覧が回っていない。回覧を回す作業において、公民館の事業の広報が挟み込まれてくるが、確かに沢山の催しものを行っているが、どこに公民館があるか分からないという、高齢者の声があった。自由な活動ペースがあれば、もっと幅広い世代の活用が見込まれるのではないかと。また、広報もお知らせだけで報告がない。このような点も改善し、公民館は何をしているところなのか広報できるのではないかと。

古川委員 : 私の知り合いで、佐賀市で公民館職員の方がいるが、そこでは公民館で放課後子ども教室を行っている。17 時まで、公民館の一画を押さえてもらえれば可能な事業ではないかと思う。企業のクラブ等に行っている子どもは、問題はないと思うが、その他の居場所の無い子どものために場所だけは確保してほしい。

江崎委員長 : いろいろな意見が出たが、一つには公民館の有効活用を今後も考えていかなければならないこと、PR も含めた公民館の受け入れ態勢の課題について意見が出されたが、ここで、公民館についての意見交換を終了し、生涯スポーツ関係について、前回学校開放についての話題が出たので、再度意見があれば発言願う。

窪副委員長 : 家庭教育について発言したい。今の子どもが学校・塾・家の生活の子どもたちが非常に多い中、子どもが地域の中で学び、体験する力が失われていることを講演会等で耳にする。市川市での家庭教育懇談会に参加したところ、幼・小・中連携で運営は保護者が行っているところがすごいと感じた。遊びの中で、地域の中での体験が、社会に出たときに立ち上がれる大人に育たないと強く感じている。

江崎委員長 : 公民館にもかかわるところが家庭教育はあり、また社会教育として重要な課題である。

窪副委員長 : 先程話があった、学童と四街道市の放課後子ども教室のまじりんこのでは、安全に管理されている中で育てられている子どもたちと、自分たちがやりたいとすることができる時間を過ごせる子どもたちの違いは大きいと思う。

古川委員 : 家庭教育学級を年数回行っている学校においても、家庭教育をどうやって開催したらよいか、内容はどのようなものが良いか試行錯誤している状況で、家庭教育の向上には、そのような保護者の方たちに学級の持ち方指導、後押しをしてくれ

るような人材の派遣等が望まれる。

江崎委員長 : 支援という中に広い意味では、指導という言葉も含まれるか。

古川委員 : 物理的な支援がほしい。

江崎委員長 : 33 ページに家庭教育の支援が掲載されているが、家庭教育力の向上は昔から言われていることであり、まだまだ向上しているのかどうか、私自身わからない。具体的な内容が記載されているが、そのような教育を受ける親を育てなければならぬということだろうと考えている。

なぜ私が難しいかと感じるのか、経験上、学校からの子どもへの指導でわかることは、親の問題が見えてきたためである。

P T A総会でも、来てくださる保護者には、特段の問題はなく、欠席者の中に問題を抱える家庭があるケースが多い。

学校が家庭にどれだけ入り込めるか、社会教育がどれだけ家庭教育に支援できるか、本当に難しい。

猿田委員 : 私どもの放課後子ども教室では、参加している保護者との連携をとるために、子ども教室開催時には、「一緒にどうぞ」と呼びかけをするが、いまひとつ入り込めない。

では、次の手段で「子育てに関する不安や心配などはありませんか」という内容を盛り込んだアンケートを配布するなどして、保護者との関係を密にしようと工夫している。

「朝起きない」「食事がすすまない」「言うことを聞かない」等、回答が出ているが、特に多いのが「親子で触れ合う場が少ない」という回答である。

市子ども会連合会でレクリエーション指導を行った際、やはりお母さん方が一歩引いて観覧者になってしまっていたので、そのことを含め「親子のふれ合い」の機会を沢山とり入れた事業を企画していこうという気持ちが強くなった。

坂東委員 : 主題として、課題として、家庭教育の支援という言葉があるということが、支援対策が講じられなければならないという発想が、やはり教育的であると思われる。従来昭和 30 年代は、指導する、教育するという発想が、家庭教育にあった。

しかし、現代では、指導や、教育だけでは満足が得られない、本当に困っている人は独りで悩んでいる。同じ話題を持って、ちょっとした集まりを作る保護者達が増えている。

行政が、そういう人たちに目を配りながら支援するということを考えると、本当に困っている方は事実いるわけであるから、どのような手をさし伸べていくのが問われる。

例えば、グループで勉強したいという方々がいたら、講師の紹介ができる、情報を提供する市の職員がいたら、学校や地域を基盤として安心して活動できるのではないかな。

問題は、悩みを訴える場所がない、独りで悩む方がいる、その方たちのために、市の中で民生委員児童委員の方や、保護司であるとか、地域によっては学校の先生方の集団があるという例も聞いたことがあるが、地域の中で巡回し、細かく、積極的に関わっている方がいれば、救われるケースもあるのではないかな。

今までは、電話相談が主流で、とても大切なものではあるが、電話をかける勇気がなくかけられない。

相談をしに行く勇気もなかなかわからない。

このような人たちを、行政は側面から支援していけるか、また、行政だけではなかなかできない面もあるので、指導できる人材のグループ化をどこかで検討して、そのメンバーが、ボランティア的に活動できるようになれば安心できる人たちに話ができるようになるのではないかな。

全国的には、そのようなグループの事例もある。

西岡委員 : 31 ページの「文化の創造」で、「市民ギャラリーや展示ブースの利用」と記載されているが、芸術文化連絡協議会が関わったものであり、多くの意見を取り上げて、「アート之窗」と篆刻の芸術家に頼み芸術家が看板を作ったほどのなので、名称は大切にしてほしい。

また、芸術文化連絡協議会の役員と一般市民の方とで、千葉県内で震災の被害が1番多かった旭市飯岡地区の話を引き継ぎ、13人の行方不明、3000棟以上の崩壊の惨劇に未だ腕組みをしている方がいた。

生涯学習は、いつでも・どこでも学べるというキャッチフレーズがあるが、家庭教育、人のつながりなど、年に1回でも便りの様なものを送ってあげると、独りで悩みを抱えている人には何か伝わるものがあるのではないかなと思われる。

江崎委員長 : 以上で、基本計画についての意見交換を終了する。

#### (1) 四街道市芸術文化振興助成金について

《文化振興グループ 楠岡主幹資料No.2に沿って説明》

江崎委員長 : 審査基準については、前回審議し、了承されたものである。

要綱については、まだ改正されていない。

みんなで地域づくり事業提案（コラボ四街道）については、すでに創設されたのか。



久留戸課長 : 関連して、基金を醸成して、その基金からこの助成金を支出しているものである。文化振興助成金と同じく基金条例であり議案が、9月議会に議案として提出されており、議決された後は、要綱の交付などがされ、適用は平成25年度事業となる。

江崎委員長 : 条例とはどのようなものか。

久留戸課長 : 基金条例である。国の地域づくりの助成金があり、それと同額の資金源を市がもち基金の額を4千万から始めることとなる。

江崎委員長 : となると、四街道市芸術文化振興助成金との兼ね合いはどうなるのか。

久留戸課長 : 四街道市芸術文化振興助成金は純粹に、芸術文化の振興につながるものとし、仮に、こちらの新しいコラボ四街道を利用する場合は、街づくり全般に広がらなければならないという意味合いが出てくる。以前は、小さな事業でも認めており、こちらの助成金とかぶることがあったが、精査されるようになると考えている。

江崎委員長 : 寄付金があれば、基金が増えるということになるのか。どの部署から、議案として出されたものなのか。

久留戸課長 : 市長部局の政策推進課から出された案件である。

江崎委員長 : 他に意見があれば発言願う。

坂東委員 : コラボ四街道は基金化を目指すものなのか。

久留戸課長 : コラボ四街道では、国の助成2千万、市2千万の基金とする。

坂東委員 : では、4千万円で事業をするということか。この金額が下限で、増やしていくというような基金になるのか。

久留戸課長 : 四街道市芸術文化振興助成金も1度だけ積み立てたことがある。

仲田委員 : コラボ四街道は、単発的なものではなくて、街づくりを唱っているということなので、長期的な視野で街づくりのために、申請団体と市が係わっていくような事業を展開するものなのか。

久留戸課長 : 協働（コラボ）型とサポート型と2種類あり、協働で行うものと、全面的に市がサポートし積極的に行っていただくものがある。  
期間的なものは、必要に応じ最長3年となっている。  
特色としては、拠点づくり、例えば、地域の人が気軽に集える場所づくりなどを視野に入れている。

仲田委員 : 何か、案として出ているのか。

久留戸課長 : まったく新規のもので、申請は受け付けていない。

金親主幹 : 経営企画部の政策推進課事業であり、この度は四街道市芸術文化振興助成金を参考程度に紹介した。  
詳しくは、担当課へお確認願う。

江崎委員長 : 四街道市芸術文化振興助成金の要綱については、次回、交付要綱について意見を伺う。  
四街道市教育振興基本計画については、本日をもって終了する。

## 7. その他

江崎委員長 : その他、事務局より何かあれば発言願う。

久留戸課長 : 次回の会議を11月の下旬を予定しており26日、28～30日で開催予定である。  
予定がわかっている委員は、事務局まで連絡いただきたい。

## 8. 閉会（江崎委員長）

江崎委員長 : 意見がないようであれば、以上をもって閉会する。